

平成29年11月21日  
中国四国管区行政評価局

## 小型家電リサイクルの実施状況に関する実態調査の結果に基づく勧告

総務省行政評価局が、小型家電リサイクルの一層の促進を図る観点から、市町村の取組状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について、平成29年11月21日に関係省（環境省及び経済産業省）に勧告を行いました。

中国四国管区行政評価局（局長：水上 保）、島根行政監視行政相談センター（旧 島根行政評価事務所。センター所長：藤井 豊）及び山口行政監視行政相談センター（旧 山口行政評価事務所。センター所長：河元 猛）は、広島県、島根県及び山口県において実地調査を担当しており、把握した市町村の取組例や意見が上記勧告に反映されましたので、公表します。取組例等の具体的な内容は、4ページから7ページまでをご覧ください。

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h29.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h29.html)

【本件連絡先】 総務省行政評価局 評価監視官（農林水産、防衛担当） 担当 高石、増田  
電話：03-5253-5439（直通）、FAX：03-5253-5443

※ 調査結果についてのご照会は、上記連絡先までお願いします。

〔 総務省中国四国管区行政評価局 内田 〕  
電話：082-228-6359（直通）

# 小型家電リサイクルの実施状況に関する実態調査の結果に基づく勧告(概要)

勧告日：平成29年11月21日(火)  
勧告先：環境省、経済産業省

## 背景等

- 従前、使用済みとなった携帯電話端末等の小型家電は一般廃棄物として処分され、有用金属の相当部分が回収されていなかったところ、その再資源化を促進するため、平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行
- 市町村が主体となって、自発的に回収方法等を工夫してそれぞれの実情に合わせた形で実施する促進型の制度（努力義務）
- 平成28年4月現在、小型家電リサイクル実施市町村の割合は70.3%
- 平成23年の1年間に使用済みとなった小型家電の重量約65万トンのうち、約2割に当たる14万トン(人口一人当たり約1kg)を27年度の回収目標としたが、実績は1割程度の約7万トン(人口一人当たり約0.5kg)
- ⇒ 小型家電リサイクルの一層の促進を図る観点から、22都道府県、144市町村の取組状況等を調査

## 主な調査結果、勧告の概要

### リサイクル実施市町村の回収量増加等

- ① 一人当たり回収量が少ない市町村では、費用負担増等が見込まれるとして、回収量が多いピックアップ回収等の実施が低調
- ② 使用済小型家電の取引において損失が生じている例があり、採算性の確保が重要



- ① 効果的な回収方法であるピックアップ回収等を新たな費用をかけずに実施している市町村の取組等を情報提供すること  
(環境省)
- ② 品目別の売却単価の設定により、売却単価を向上させている市町村の取組等を情報提供すること  
(環境省)

### リサイクル未実施市町村の取組促進

- ③ 近隣に認定事業者がいないと認識してリサイクルを実施困難としている市町村あり
- ④ 人口密度が低い都道府県では、認定事業者の引受場所が近隣にないことなどに起因する高額な運搬費がリサイクル実施のあい路



- ③ リサイクルを実施している市町村の使用済小型家電の売却先等を情報提供すること  
(環境省)
- ④ 運搬費の低減のための取組（効率的な運搬方法の普及や必要に応じた認定要件の見直しなど）を実施すること  
(環境省、経済産業省)

### 個人情報保護対策の適切な実施

- ⑤ 使用済小型家電の排出における個人情報の削除に関する周知や保管場所における施錠等の対策が実施されていない例あり



- ⑤ 市町村に対し、消費者への個人情報の削除に関する周知及び保管場所等における対策の実施を徹底するよう促すこと  
(環境省)

# 小型家電リサイクルの流れ



## (1) 市町村の人口規模別の人一人当たり回収量の状況

- 人口規模により一人当たり回収量に差がある  
(政令指定都市:0.08kg、人口5万人未満:0.92kg(平成27年度))

	政令指定都市	人口10万人以上	人口5万人以上 10万人未満	人口5万人未満
市町村数	9	39	24	40
総回収量(千kg)	1,039	4,587	1,466	887
総人口(千人)	13,329	10,071	1,632	963
一人当たり 回収量(kg)	0.08	0.46	0.90	0.92

## (2) 一人当たり回収量上位・下位10市町村の回収方法

- 上位10市町村はステーション回収(40%)、ピックアップ回収(70%)の実施率が高いが、下位10市町村ではこれらの回収方法の実施率は低い  
(平成27年度)



## (3) 取引全体損益の発生状況

- 取引全体で損失が生じている市町村は15.3%(平成27年度)

	取引全体損益が把握可能			
	取引全体(利益)	取引全体損益がナリ	取引全体(損失)	
市町村数	85	67	5	13
割合 (%)	100	78.8	5.9	15.3

(注) 取引全体損益とは、市町村が回収した使用済小型家電の売却額(売却単価に引渡量を乗じた金額)のほか、再資源化事業者の搬入処理施設までの運搬費及び処理委託費の負担額も含めた売却契約の全体として生じる利益又は損失のこと。

## (4) 都道府県の認定事業者数別のリサイクル実施率等

- 当該都道府県を収集区域とする認定事業者が少ない都道府県の状況をみると、人口密度が低くリサイクル実施率も低調

認定事業者数	都道府県数	小型家電リサイクル 実施率 (%)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
6事業者以下	3	51.2	176.8
7~9事業者	18	65.3	226.3
10~14事業者	20	72.8	654.1
15事業者以上	4	83.9	521.3
合計	45	69.4	411.6

(注)1 平成28年度の市町村実態調査結果(環境省)を基に作成

2 本表では、区域の基準として、小型家電リサイクル法施行規則第5条第1号又は第2号により特別に措置される北海道及び沖縄県を除いた。

## 調査結果

結果報告書P15~20、24

### ①一人当たり回収量が少ない市町村では、費用負担増が見込まれること等を理由として、回収量が多いピックアップ回収等の実施が低調

・一人当たり回収量下位10市町村では、回収量が多いステーション回収(20%)やピックアップ回収(20%)の実施が低調（回収量が少ないボックス回収(100%)が中心）

・ステーション回収やピックアップ回収を実施困難とする理由は、i)費用負担が大きい、ii)既存の施設等では実施困難等

◎一方、従前から実施していた危険物の選別作業等に併せてピックアップ回収を行うことなどにより、新たな費用をかけずにステーション回収やピックアップ回収を実施している例あり

## 勧告

- 効果的な回収方法であるピックアップ回収等を新たな費用をかけずに実施している市町村の取組等の情報を、実施困難とする理由別に整理して提供すること  
(環境省)

### 《勧告に反映された中国四国管区行政評価局管内市町村の主な取組例》

#### 《従前から実施していた危険物の選別作業等に併せてピックアップ回収を行うことなどにより、新たな費用をかけずに回収等を実施している例》

**【広島県尾道市】** 従来から、収集した「不燃ごみ」を2区分（①破碎機にかける金属類等、②破碎機にかけないごみ（混入している可燃性ごみ等））に選別しており、小型家電リサイクルの実施に当たって、新たに「小型家電」を追加して3区分にした。区分の増加に当たっては、作業量の増加はないと考えており、実施に当たって試行することとした。

**【山口県萩市】** 従来から、ごみ処理委託業者が実施していた不燃ごみの手選別作業に、新たに小型家電のピックアップ作業を加えて実施することを検討した結果、新たな作業が生じるもの、ピックアップした小型家電を破碎等せず、そのまま再資源化事業者に引き渡すことで、同委託業者が行う不燃ごみの破碎、破碎残さの焼却及び焼却灰等の埋立てに係る作業の対象から小型家電がなくなるため、管理運営に係る委託料の総額は変わらないことが見込まれたことから実施することとした。

**【山口県山陽小野田市】** 従来から、「燃やせないごみ」の区分で使用済小型家電を収集していたので、その区分を変更せずに、使用済小型家電をピックアップ回収することとした。ピックアップ回収に当たっては、シルバー人材センターの職員が不燃ごみをスクラップと非鉄スクラップに分別する作業も実施している。

**【山口県防府市】** 平成26年度から、新たなごみ処理施設の供用を開始しており、使用済小型家電の回収量の増加によるリサイクル率の向上を図るために、ピックアップ回収及び清掃工場等への持込みによる回収を実施している。

## 調査結果

結果報告書P22～24

### ②使用済小型家電の取引において損失が生じている例があり、採算性の確保が重要

- ・使用済小型家電の取引において、損失が生じている例あり(13/85市町村)
  - ・促進型の制度であるリサイクルの持続的な実施のためには、採算性の確保が重要
- ◎一律に設定された売却単価から品目別の売却単価に変更した市町村をみると、一律の売却単価に比べ売却単価が上昇し、採算性を向上させている例あり  
(1kg当たり0円～10円⇒1kg当たり携帯電話:600円、PC等:87円など)

## 勧告

- 品目別の売却単価の設定により、売却単価を上昇させるなど、採算性を向上させている市町村の取組等の情報を提供すること（環境省）

### 《勧告に反映された中国四国管区行政評価局管内市町村の主な取組例》

#### 《そのままでは売却困難な使用済小型家電を解体して売却することで採算性の向上を図っている例》

【島根県飯南町】使用済小型家電全般をピックアップ後に認定事業者以外の再資源化事業者に売却しているが、そのままでは売却困難な電気マッサージ器及び電気こたつ類については、分解を行った後にピックアップ回収を実施し、売却している。

## 調査結果

結果報告書P26～P28

③近隣に認定事業者がいないと認識してリサイクルを実施困難とする市町村あり

・リサイクルを実施困難とする理由は、i) 近隣に認定事業者(国が処理の適正性等を確認した再資源化事業者)がないと認識(4/20市町村)、ii)回収量が少なく費用(運搬費等)が売却益より高くなるおそれ(10/20市町村)等

◎一方、リサイクルを実施している市町村の中には、i)について、実施困難としている市町村に隣接する市町村では、認定事業者に売却している例あり、ii)について、定期的に引き渡すのではなく、運搬車の積載量の上限等まで貯めた上で効率的に引き渡している例あり

## 勧告

- 市町村の使用済小型家電の売却先など、リサイクル未実施市町村の実施に向けた検討を促すための情報を、実施困難とする理由別に整理して提供すること  
(環境省)

## 《勧告に反映された中国四国管区行政評価局管内市町村の主な取組例》

## 《認定事業者による直接回収をサポートすることで回収量増加に取り組んでいる例》

**【広島県広島市】** 小型家電リサイクルの実施に当たって検討を進めた結果、本市域では、既に認定事業者による独自の取組が行われている状況であったことから、この取組を生かしながら、小型家電のリサイクルをより一層推進するための施策を実施していく形の方が望ましいとして、市が回収の主体となる取組ではなく、直接回収を行う認定事業者の取組を支援する方向で取り組むこととした。

実施に当たっては、回収ボックスの設置から回収までを無償で実施できる認定事業者を募集して、使用済小型家電の回収を開始することとし、市は小型家電リサイクルの広報・啓発によりその取組に協力することとしている。

## 《体制面・コスト面で負担の少ないイベント回収を試験実施し、その結果を踏まえ、小型家電リサイクルを本格実施することとした例》

**【広島県福山市】** 平成26年10月及び27年8月に、小型家電リサイクルを実施する上で体制・コスト面での負担が大きくなないイベント回収を認定事業者と共同で実験的に実施し、実施上の課題や回収量について検討した。

イベント回収の実験的な実施と平行して、当該認定事業者と協議を進め、回収した使用済小型家電を有償で売却できることが見込まれたことから、平成28年4月から小型家電リサイクルを本格実施することとした。

## 2 リサイクル未実施市町村の取組促進

### 調査結果

結果報告書P28～P31

#### ④人口密度が低い都道府県では、認定事業者の引受場所が近隣にないことなどに起因する高額な運搬費がリサイクル実施のあい路

- ・回収した使用済小型家電は認定事業者に売却している市町村が多い（90/122市町村）
- ・認定事業者数が少ない都道府県の状況をみると、人口密度が低くリサイクル実施率も低調
- ・認定事業者の収集区域内であっても、引受場所が近隣にないことなどから運搬費が高額となるとしてリサイクルを未実施（2市町村）
- ・このうち1市町村は、地元の事業者が3都府県以上の回収ができる体制（※）があるとは認められないことなどを理由に、認定事業者になれなかつたため、リサイクルの実施を断念

※3以上の隣接する都府県の全域を収集区域とすることが認定要件の一つとされている。

### 勧告

- 運搬費の低減のための取組（効率的な運搬方法の普及や必要に応じた認定要件の見直しなど）を実施すること（環境省、経済産業省）

#### 《勧告に反映された中国四国管区行政評価局管内市町村の意見》

##### 《認定事業者の認定要件に関する市町村の意見の概要》

**【島根県松江市】**平成25年の小型家電リサイクル制度発足当時、市内に所在する2事業者が認定事業者の申請を行ったが、3都府県以上の回収ができないことや回収量が少ないとことなどから、申請を却下されたと聞いている。

小型家電リサイクルを実施するためには、認定事業者以外でも、市が資源の再資源化を適正に行い得る事業者であると判断すれば、当該事業者との契約も可能であることは承知しているが、上記2事業者は国から認定事業者として認められなかつた者であり、認められなかつた理由を詳細に把握しているわけではないが、このような事業者を、市独自の判断により再資源化を適正に行い得る者と判断し、契約を締結することは困難である。小型家電リサイクル法に基づく実施は、結局認定事業者と契約せざるを得ないと考える。

小型家電リサイクルの推進を目指すのであれば、人口減少が進む地方都市の実情も踏まえ、小規模認定事業者等の区分があれば、認定事業者のいな

い県でも小型家電のリサイクル制度が進むのではないか。

## 調査結果

結果報告書P38～P39

**⑤使用済小型家電の排出時における個人情報の削除に関する周知や保管場所における施錠等の個人情報保護対策が実施されていない例あり**

・回収ガイドライン等では、市町村に対し、排出時における消費者に対する個人情報の削除に関する周知や保管場所における施錠などの個人情報保護対策の実施が求められているが、

- i 個人情報の削除に関する周知を実施していない(35/121市町村)
- ii 保管場所における個人情報保護対策を実施していない(12/121市町村)

・個人情報の削除に関する周知や保管場所における**個人情報保護対策の必要性の認識不足**

※一方、ボックス回収を実施する場合、回収物を取り出すためのボックスの扉の施錠などの個人情報保護対策の実施が求められているが、当該回収を実施している調査対象市町村(71市町村)全てで実施済み



・回収ボックスで個人情報の削除に関する周知を実施している例

## 勧告

➤ 市町村に対し、消費者への個人情報の削除に関する周知及び保管場所等における個人情報保護対策の実施を徹底するよう促すこと

(環境省)